

年金制度及び年金請求に 必要な手続について

令和2年12月

公立学校共済組合神奈川支部
年金グループ

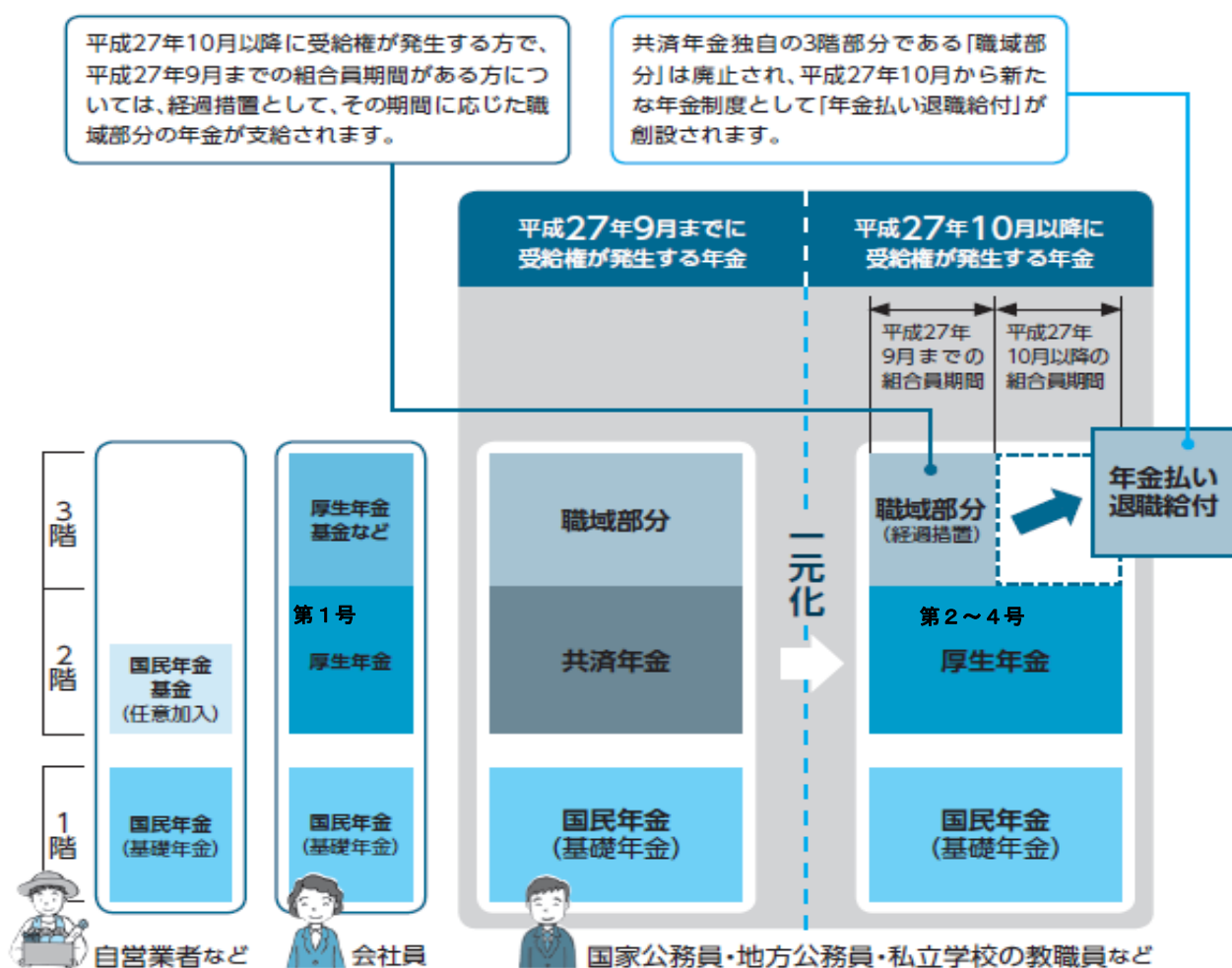
資料目次

項目	ページ
1 年金制度について知っておきたいこと	1
(1)現在の公的年金制度	1
(2)年金の種類	2
(3)年金を決定・支給する実施機関	3
(4)被用者年金制度の一元化(平成27年10月)による変更	4
2 老齢年金について	5
(1)老齢厚生年金等の支給開始年齢	5
(2)各老齢年金等の概要	6
①② 老齢厚生年金(被用者年金)(2階部分)	6
③ 加給年金額(該当者のみ)(2階部分)	6
④ 職域年金相当部分(経過的職域加算額)(旧3階部分)	7
⑤ 年金払い退職給付(正式名称:退職等年金給付)(新3階部分)	7
⑥ 老齢基礎年金(国民年金)(1階部分)	9
3 受給権発生後の年金手続について	9
(1)年金手続の流れ	9
(2)受給権が発生した時	11
① 特別支給の老齢厚生年金の請求手続	12
② (本来支給の)老齢厚生年金の請求手続(65歳)	13
③ 老齢基礎年金(国民年金)の請求手続(65歳)	14
(3)年金受給権者が退職する時	14
④ 老齢厚生年金改定請求手続	15
⑤ 年金払い退職給付請求手続	16
(4)再就職した時	17
4 年金の受給に関すること	18
(1)老齢厚生年金の在職支給停止について	18
(2)雇用保険法による給付の受給に伴う年金の支給停止	19
(3)年金支給の繰上げ(65歳未満の方)	20
(4)年金の繰下げ(65歳以上の方)	20
(5)年金の見込額について	21
(6)年金の支給日	22
(7)年金額の改定	22
(8)年金額にかかる税金	23
5 障害年金・遺族年金について	24
(1)障害年金	24
(参考資料)障害厚生年金について	26
(2)遺族年金	29
6 Q&A	31

1 年金制度について知っておきたいこと

(1) 現在の公的年金制度

年金制度は、建物に例えると「3階建て」になっており、公立学校共済組合の組合員の場合は、1階部分が「国民年金（基礎年金）」、2階部分が「厚生年金」、公務員共済組合独自の給付である3階部分が「年金払い退職給付」「職域年金相当部分」となっています。



※被用者年金一元化後は、第1号厚生年金被保険者（会社員）、第2号厚生年金被保険者（国家公務員）、第3号厚生年金被保険者（地方公務員等）、第4号厚生年金被保険者（私立学校の教職員）と区分されます。

出典 (株) 社会保険出版社 冊子「私たちの年金が変わります」

名称		概要
国民年金 (基礎年金) (P9)	1階	<p>◎すべての国民に共通する年金制度です。</p> <p>◎日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入する義務があります。</p> <p>◎保険料を40年間納めた場合、65歳から満額が支給され、保険料を納めた期間が40年に満たない場合は、その不足する期間に応じて年金額が減額されます。</p> <p>【被保険者の分類】</p> <p>第1号被保険者：自営業、学生等（20歳以上60歳未満）</p> <p>第2号被保険者：会社員、公務員等（厚生年金保険の被保険者）</p> <p>第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）</p>
厚生年金 (被用者年金) (P6)	2階	<p>◎会社員や公務員などが加入する年金制度で、国民年金に上乘せして支給されます。</p> <p>◎加入期間と報酬等をベースに計算した年金が支給されます。</p> <p>【被保険者の分類】</p> <p>第1号厚生年金被保険者：会社員等</p> <p>第2号厚生年金被保険者：国家公務員共済組合の組合員</p> <p>第3号厚生年金被保険者：地方公務員共済組合の組合員</p> <p>第4号厚生年金被保険者：私立学校の教職員</p>
年金払い退職給付 (退職等年金給付) (P7)	新 3階	<p>◎公務員が加入する独自の制度です。</p> <p>◎平成27年10月の被用者年金一元化により新たに創設され、一元化以降の期間に応じて支給されます。</p>
職域年金相当部分 (経過措置) (P7)	旧 3階	<p>◎共済年金独自の3階部分である「職域部分」は廃止され、平成27年9月までの組合員期間がある方については、経過措置としてその期間に応じた職域部分の年金が支給されます。</p>

(2) 年金の種類

国民年金と厚生年金は給付の事由により、それぞれ、**老齢、障害、遺族**の3種類の年金があります。受給するためにはそれぞれ一定の要件を満たす必要があります。

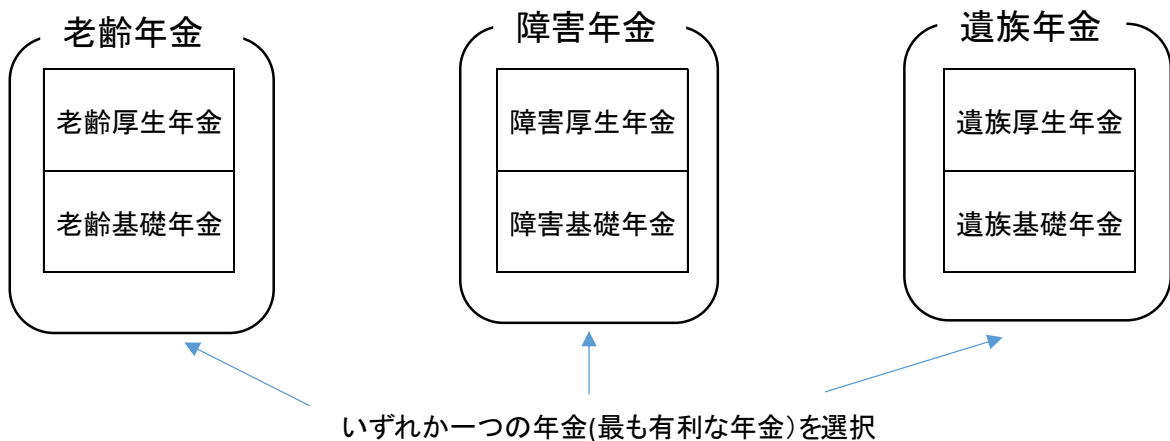
事由 \ 名称	国民年金 (基礎年金)	厚生年金 (被用者年金)	給付事由
老齢 (P6)	老齢基礎年金	老齢厚生年金	一定の年金加入期間があり、支給開始年齢に達したとき支給される年金
障害 (P24)	障害基礎年金	障害厚生年金	年金加入期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害程度になった場合に支給される年金
遺族 (P29)	遺族基礎年金	遺族厚生年金	年金加入者又は年金加入者であった者が死亡したときに遺族に支給される年金

【他の年金との調整】

公的年金では、支給事由(老齢・障害・遺族)が異なる二つ以上の年金を受給できる場合、原則として、いずれか一つの年金(最も有利な年金)を選択します。

同じ事由で受給できる年金(「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」、「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」)は、一つの年金とみなし、併せて受給できます。

※ 選択後でも、選択する年金を変更することが可能です。



(3) 年金を決定・支給する実施機関

年金を決定・支給する機関を「実施機関」と呼びます。公務員の厚生年金は、最後に所属した共済組合が決定・支給します。各年金の実施機関は、表のとおりです。

公的年金等	建物に例えると	加入者	実施機関 (年金を決定・支給する機関)
国民年金 (基礎年金)	1階	20歳以上60歳未満の全国民	厚生労働大臣 (日本年金機構)
厚生年金 (被用者年金)	2階	民間の会社員等	厚生労働大臣 (日本年金機構)
		国家公務員	国家公務員共済組合
		地方公務員 (公立学校教職員等)	地方公務員共済組合 (公立学校共済組合、市町村職員共済組合等)
		私立学校教職員	日本私立学校振興・共済事業団
職域年金相当部分 年金払い退職給付	3階※	国家公務員及び地方公務員	国家公務員共済組合 地方公務員共済組合

※民間の会社員等や私立学校教職員にも3階に相当する制度があります。

(4) 被用者年金制度の一元化（平成 27 年 10 月）による変更

平成 27 年 10 月から実施された被用者年金制度の一元化により、公務員等が加入している「共済年金制度」は、民間企業に勤務する人が加入している「厚生年金保険制度」に統一されました。

共済年金制度独自の 3 階部分である「職域年金部分^{※1}」は廃止され、平成 27 年 10 月から新たな年金制度として「年金払い退職給付^{※2}」が新設されました。

- ※1 平成 27 年 9 月までの組合員期間がある方については経過措置としてその期間に応じた職域年金相当部分の年金が年金支給開始年齢から支給されます。
- ※2 平成 27 年 10 月以降の組合員期間がある方については、その期間に応じた「年金払い退職給付」が 65 歳から支給されます。

2 老齢年金について

(1) 老齢厚生年金等の支給開始年齢

特別支給の老齢厚生年金^{※1}は、生年月日に応じて支給開始年齢を1歳ずつ引き上げ、最終的には、昭和36年4月2日以降に生まれた方からは、65歳から年金が支給されます^{※2}。

生年月日	支給開始年齢	60歳	65歳
昭和24年4月2日～ 昭和25年10月1日	60歳	退職共済年金(特別支給) △60歳より支給開始	退職共済年金 老齢基礎年金
昭和25年10月2日～ 昭和28年4月1日	60歳	退職共済年金(特別支給) △60歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和28年4月2日～ 昭和29年10月1日	61歳	退職共済年金(特別支給) △61歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和29年10月2日～ 昭和30年4月1日	61歳	老齢厚生年金(特別支給) △61歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日	62歳	老齢厚生年金(特別支給) △62歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日	63歳	老齢厚生年金(特別支給) △63歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日	64歳	老齢厚生年金(特別支給) △64歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和36年4月2日～	65歳		老齢厚生年金 老齢基礎年金

※1 老齢厚生年金は、本来65歳から支給されますが（本来支給）、経過措置で当分の間、65歳に達するまでの間に特別支給の老齢厚生年金が支給されることになっています。（P6参照）

※2 女性の方で、臨時的任用職員や民間企業での勤務経験等（1号厚年期間）がある方の場合、その期間分の老齢厚生年金は、生年月日に応じて次表のとおり支給されます。

生年月日	支給開始年齢	生年月日	支給開始年齢
昭29.4.2～昭33.4.1	60歳	昭37.4.2～昭39.4.1	63歳
昭33.4.2～昭35.4.1	61歳	昭39.4.2～昭41.4.1	64歳
昭35.4.2～昭37.4.1	62歳	昭41.4.2以降	65歳

(2) 各老齢年金等の概要

支給開始年齢等	61歳 (S29. 10. 2～S30. 4. 1生) 62歳 (S30. 4. 2～S32. 4. 1生) 63歳 (S32. 4. 2～S34. 4. 1生) 64歳 (S34. 4. 2～S36. 4. 1生)	65歳	退職
3階 (新3階)			⑤年金払い退職給付
(旧3階)	④職域年金相当部分(経過的職域加算額) ※1		
2階	①特別支給の老齢厚生年金 ※2	②本来支給の老齢厚生年金 ※2	
		③加給年金額(該当者のみ)	
1階		⑥老齢基礎年金(国民年金)	

※1 在職中は支給されません

※2 在職中は給与と年金の額に応じて一部又は全額支給停止

①② 老齢厚生年金(被用者年金)(2階部分)

【支給要件】 次のいずれの要件も満たしている場合に支給されます。

①特別支給の老齢厚生年金 (60歳～64歳)	②本来支給の老齢厚生年金 (65歳～)
◆ 厚生年金保険の加入期間が <u>1年以上</u> あること	◆ 厚生年金保険の加入期間が <u>1月以上</u> あること
◆ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が <u>10年以上</u> であること	◆ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が <u>10年以上</u> であること

【年金額】 老齢厚生年金は、組合員期間と報酬等を基礎として計算されます。



厚生年金に加入し報酬を受け取っている老齢厚生年金受給権者は、報酬と年金の合計額が一定の基準を超えると、段階的に年金の支給が停止されます。(P18 参照)

③ 加給年金額(該当者のみ)(2階部分)

加給年金額は、年金請求者が65歳到達時に、次の条件に当てはまる場合に支給されます。

- ◆ 厚生年金保険の加入期間が20年以上
- ◆ 65歳に到達した時、年金請求者によって生計維持されている、次表に該当する配偶者又は子がいる

加給年金額対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額 (令和2年度)
配偶者	65歳未満	年収850万円未満 (又は所得655.5万円未満) ^{※1}	390,900円/年
子	①18歳に達する日の属する年度末までの間にある子 ②20歳未満で、障害等級が1級又は2級に該当する障害状態にある子		◎1人目・2人目の子 各224,900円/年 ◎3人目以降の子 各75,000円/年

※1 収入又は所得が限度額以上でも、定年等の理由（自己都合によらないもの）により年金請求者が65歳に到達した日から5年以内に限度額未満になると見込まれるときは該当します。



加給年金額対象者である配偶者が障害厚生年金又は障害基礎年金又は加入期間20年以上の老齢厚生年金（老齢基礎年金は対象外）を受給している場合（全額停止の場合を除く）は、加給年金額の支給が停止されます。

④ 職域年金相当部分（経過的職域加算額）（旧3階部分）

共済年金独自の3階部分である「職域部分」は廃止され、平成27年9月までの組合員期間がある方については、経過措置としてその期間に応じた職域部分の年金が支給されます。

⑤ 年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）（新3階部分）

年金払い退職給付は、平成27年10月の年金一元化に伴い創設された公務員の年金制度です。半分は、支給期間を終身とする終身退職年金、半分は有期退職年金（支給期間を20年（240月）、10年（120月）、一時金から選択）として支給されます。

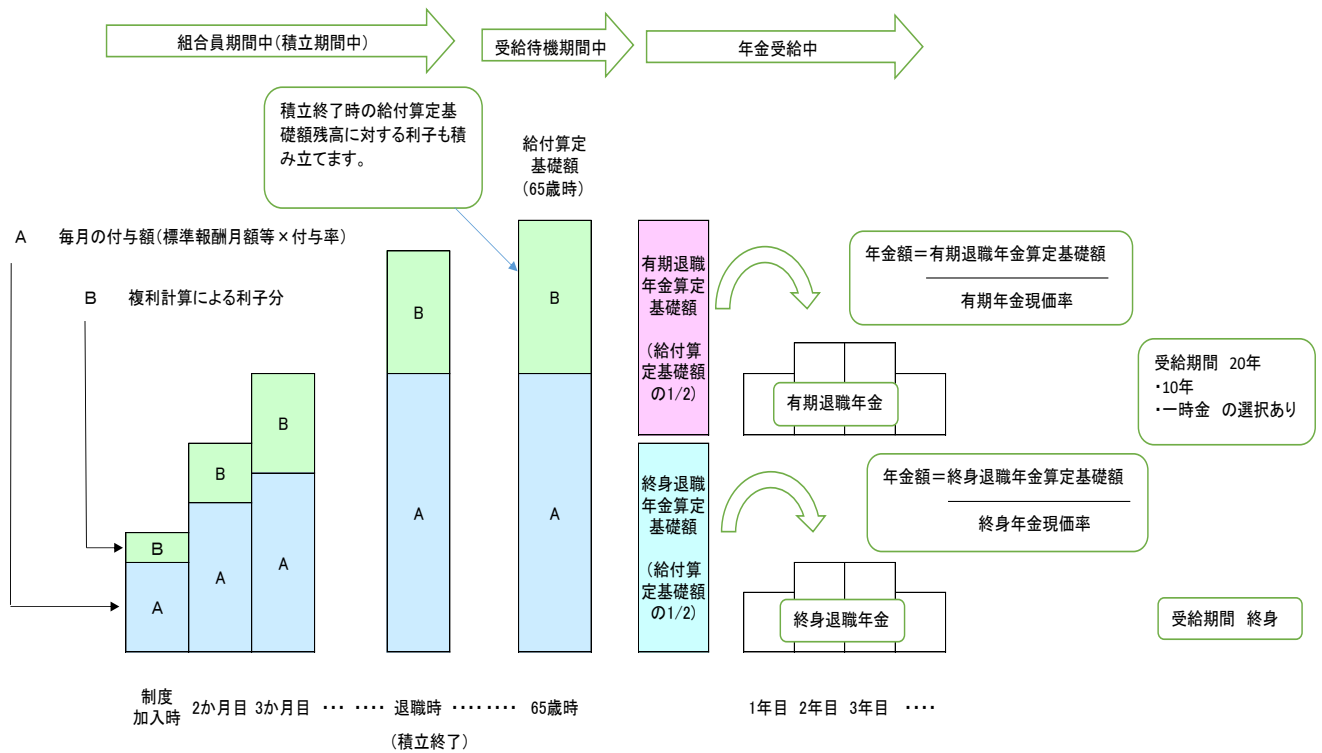
【支給要件】 次のすべての要件を満たしている場合に支給されます。

- ◆ 1年以上の引き続く組合員期間を有すること^{※1}
- ◆ 65歳以上であること
- ◆ 退職していること

※1 平成27年10月1日以降の組合員期間。

平成27年10月1日以降の組合員期間が1年未満でも、平成27年10月1日をまたぐ1年以上の引き続く組合員期間がある場合は支給。

積立時と受給時のイメージ図



【参考】職域年金相当部分（経過的職域加算額）（旧3階部分）と
年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）（新3階部分）の比較表

	職域年金相当部分（経過的職域加算額）（旧3階部分）	年金払い退職給付（新3階部分）
支給開始年齢	特別支給の老齢厚生年金と同じ	65歳以上の退職者
支給期間	特別支給の老齢厚生年金と同じ	年金額の1/2→終身 年金額の1/2→有期 (20年、10年、一時金から選択)
計算の基礎となる組合員期間	平成27年9月までの組合員期間	平成27年10月以降の組合員期間
財政方式	現在の現役世代（被保険者）の保険料により受給者の年金を支給する「賦課方式」	積み立てた保険料を原資として年金を受け取る「積立方式」

⑥ 老齢基礎年金（国民年金）（1階部分）

老齢基礎年金は、20歳から60歳までの間に共済年金や国民年金、厚生年金に加入した期間が通算して10年以上である者が65歳に達したときに支給されます。

【年金額】 781,700円^{※1}／年（40年間保険料を納付した場合）

※1 令和2年度の場合（賃金や物価の変動により改定あり）



保険料納付期間が40年に不足する場合は、その期間に応じて減額されます。

老齢基礎年金の額 = 781,700円／年 × 加入月数／480月（40年間）

<例> 加入月数が合計456月（38年）の場合
781,700円 × 456月／480月 = 742,615円

（参考）任意加入制度について

60歳以上で、①老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方、②受給資格期間は満たしているが保険料を納付した月数が少なく満額（40年間保険料納付分）の老齢基礎年金が受けられない方は、①の方は70歳まで、②の方は65歳まで、国民年金に任意加入できる制度があります。お近くの年金事務所へ相談してください。ただし、再任用フルタイムや臨時的任用職員等、厚生年金保険に加入している方は、国民年金に任意加入することはできません。

3 受給権発生後の年金手続について

（1）年金手続の流れ

支給開始年齢等	61歳 (S29.10.2~S30.4.1生) 62歳 (S30.4.2~S32.4.1生) 63歳 (S32.4.2~S34.4.1生) 64歳 (S34.4.2~S36.4.1生)	65歳	退職
3階 (新3階)			⑤年金払い退職給付
(旧3階)	職域年金相当部分（経過的職域加算額） ※1		
2階	①特別支給の老齢厚生年金 ※2 (特別支給の退職共済年金)	②本来支給の老齢厚生年金 ※2	④老齢厚生年金の改定
		加給年金額(該当者のみ)	
1階		③老齢基礎年金(国民年金)	

※1 在職中は支給されません

※2 在職中は給与と年金の額に応じて一部又は全額支給停止

手続時期	必要な手続	提出書類(●必須 ○該当者のみ)	注意事項
60歳到達時 (S24.4.2~S28.4.1生)	①特別支給の退職共済年金の請求手続	●特別支給の退職共済年金「決定」請求書	・在職中でも請求手続が必要。 ⇒繰下げ不可。
61歳到達時 (S28.4.2~S29.10.1生)			
61歳到達時 (S29.10.2~S30.4.1生)	①特別支給の老齢厚生年金の請求手続	●年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)及び添付書類 ○加給年金額請求の添付書類(該当者のみ提出)	・加給年金額の加算は65歳から
62歳到達時 (S30.4.2~S32.4.1生)			
63歳到達時 (S32.4.2~S34.4.1生)			
64歳到達時 (S34.4.2~S36.4.1生)			
65歳到達時 (老齢厚生年金、老齢基礎年金を繰下げ(P20(4))しない場合)	②(本来支給の)老齢厚生年金の請求手続	●年金請求書(老齢厚生年金) 「65歳から請求する」に○をして提出 ○加給年金額対象者の添付書類 (新たに加給年金額対象者を登録する場合のみ提出)	
	③老齢基礎年金の請求手続	●年金請求書(国民年金老齢基礎年金) ●老齢基礎年金受給方法の確認書 「65歳から請求する」に○をして提出	・公務員期間以外の期間がある方 ⇒日本年金機構で手続 ・公務員期間のみの方 ⇒共済組合へ提出。
退職時 (老齢厚生年金を繰下げ(P20(4))しない場合)	④老齢厚生年金の改定請求手続 ^{※1}	●老齢厚生年金(退職共済年金・経過職域加算)「改定」請求書	65歳になる前の退職の場合でも提出
	⑤年金払い退職給付請求手続	●退職年金(年金払い退職給付)決定請求書 ○退職所得の受給に関する申告書(C一時金を選択した場合のみ提出) ○退職手当の源泉徴収票 (当年度中に退職手当支給ありの方のみ提出)	65歳以降の退職の場合に提出し、有期年金の受取方法を選択 A 20年 B 10年 C 一時金

※1 受給権発生から退職までの組合員期間に応じて年金額を上乗せするため、改めて年金額を計算し、決定する手続

<老齢年金の繰下げ（P20(4)）を希望する場合の手続（66歳以降に年金を請求する場合）>

手続時期	必要な手続	提出書類	注意事項
65歳到達時	繰下げ希望の申出	<ul style="list-style-type: none"> ●年金請求書（老齢厚生年金） 「繰下げを希望する」に○をして提出 ●老齢基礎年金受給方法の確認書 （公務員期間のみの方） 「繰下げを希望する」に○をして提出 	老齢厚生年金を繰下げた場合、加給年金額は繰下げ期間中、支給停止。
退職時	繰下げ待機者としての登録手続	●退職届書	
請求時	老齢厚生年金（老齢基礎年金） 繰下げ請求手続	66歳以降70歳までの請求したいときに公立学校共済組合本部へ連絡	

（２）受給権が発生した時

手続が必要

特別支給の老齢年金を受給するためには、支給開始年齢（P5参照）に達した時に、御自身で年金の請求手続を行う必要があります。支給開始年齢に到達しても、請求手続をしないと、年金は受給できません。

公立学校共済組合神奈川支部の組合員の場合、神奈川支部から手続に必要な書類を自宅あてに送付しますので、期日までに提出してください。（退職された方は、最後に加入していた実施機関（P3参照）から年金請求書が送付されます。）

65歳になると、特別支給の老齢厚生年金の受給権が消滅し、本来支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金の受給権が発生し、それぞれ請求手続が必要です。

公立学校共済組合神奈川支部の組合員は、神奈川支部（退職された方は、公立学校共済組合本部）から、手続に必要な書類が自宅あてに送付されますので、期日までに提出してください。

複数の老齢厚生年金がある場合は、それぞれの実施期間において、請求手続が必要です。

請求に基づき年金が決定されると、年金決定通知書及び年金証書が公立学校共済組合本部から自宅あてに送付され、その後、年金の支給が始まります。年金証書等は、大切に保管しておいてください。

① 特別支給の老齢厚生年金の請求手続

【送付する書類】「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」(冊子)等
 【送付時期及び送付先】支給年齢に達する誕生月の前月末に自宅へ送付

受付番号 届書コード 17111 別紙 様式第 101 号

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

●年金を受ける方が記入する箇所は (黄色)の部分です。
 ●黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペン等は使用しないでください。

市区町村 実施機関等

受付年月日 受付年月日

1. ご本人(年金を受ける方)の内容を太枠内にご記入ください。

23 郵便番号

フリガナ

住所 市区町村 (建物名も記入してください。)

フリガナ

氏名 (氏) (名) (印)

性別 1. 男 2. 女

提出代行者印 (印)

24 個人番号 (または基礎年金番号)

電話番号 1

25 受取機関

1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)
 2. ゆうちょ銀行(郵便局)

フリガナ

口座名義人氏名 (氏) (名)

26 金融機関コード

27 支店コード

28 銀行 (フリガナ)

29 支店 (フリガナ)

30 預金種別

31 口座番号(左詰めで記入)

32 年金送金先

ゆうちょ銀行

33 貯金通帳の口座番号


記号(左詰めで記入)

番号(右詰めで記入)

支払局コード 010160

81013 81.08 1

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)
(見本)

 最初の支給は、決定手続に時間を要するため、定期支給日より遅くなります。
 (請求書の提出からおおむね5～6か月後になります。)

② (本来支給の)老齢厚生年金の請求手続 (65歳)

【送付する書類】「年金請求書(老齢厚生年金)」等

【送付時期及び送付先】65歳の誕生日前後に自宅へ送付

年金請求書 (老齢厚生年金) の提出について ~公務員期間分~

○ 特別支給の遺族共済(老齢厚生)年金の受給権を有している方が65歳になると、現在の年金の権利が消滅しますので、新たに老齢厚生年金の請求手続きが必要です。

※ 平成27年10月1日以後に65歳になる方は64歳までの年金の名称が退職共済年金であっても、65歳以降の年金の名称は老齢厚生年金となります。

※ 平成27年9月30日までの組合員期間をお持ちの方は、65歳になると、老齢厚生年金と退職共済年金(経過的職域)の権利が発生しますが、請求書は1枚です。

○ 65歳以降に引き続き老齢厚生年金の受給を希望されるか、65歳以降の老齢厚生年金を1年以上受給せずに、受給開始を66歳以降に遅らせる「繰下げ支給」を希望するか、別紙の繰下げ支給に関するリーフレット(巻)をよく読んでください。ご選択ください。

※ 遅延または障害給付の受給権をお持ちの方は、繰下げ支給の制度が利用できません。(別紙リーフレットを参照)

資料番号 48	共済記入欄													
	キ 一 番 号		支 部		種 別		経 書 番 号							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	

提出期限		
年	月	日

年金請求書 (老齢厚生年金)

下記のとおり、老齢厚生年金(退職共済年金(経過的職域)含む。)を請求します。

公立学校共済組合理事長 殿
年 月 日 提出

住所													
電話番号()-()-()													
フリガナ	生年月日	年	月	日	基礎年金番号								
氏名	受給権を有する他の公的年金	制度名(※2)		年金の種類		記号番号(年金コード欄又は証書記号欄)							
	◎			老齢または退職・障害・遺族									
				老齢または退職・障害・遺族									

次のいずれかを選択してください。

<p>1 65歳から老齢厚生年金を請求し、引き続き年金の受給を希望される方は右記の「1」に○印を付けてください。</p> <p>2 老齢厚生年金を66歳以降に繰り下げて受給することを希望される方は右記の「2」に○印を付けてください。</p>	<p>回答欄</p> <p>1 65歳から老齢厚生年金を請求する</p> <p>2 老齢厚生年金の繰下げを希望する</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

※1 請求者が自署する場合は、押印の必要はありません。
 ※2 制度名は、別紙リーフレットの表を参考に、記号で記入してください。

下記の加給年金額対象者と私は生計同一であることを申し立てます。
 下記の者とは、死別または離婚により、()を請求()を請求し、()を送付します。)

年金請求書(老齢厚生年金)
(見本)

配偶者	フリガナ	氏名	生年月日	年	月	日										
子	フリガナ	氏名	生年月日	年	月	日	性別	障害	フリガナ	氏名	生年月日	年	月	日	性別	障害
		男・有・無					男・有・無	有・無		男・有・無				男・有・無	有・無	
	フリガナ	氏名	生年月日	年	月	日	性別	障害	フリガナ	氏名	生年月日	年	月	日	性別	障害
		男・有・無					男・有・無	有・無		男・有・無				男・有・無	有・無	

加給年金請求手続きについて右記の「1」または「2」に○印を付けてください。

<p>1 請求する</p> <p>2 請求しない</p>	回答欄
------------------------------	-----

※3 制度名は、別紙リーフレットの表を参考に、記号で記入してください。

共済記入欄	老厚請求有無
-------	--------

③ 老齢基礎年金（国民年金）の請求手続（65歳）

【送付する書類】「年金請求書（国民年金老齢基礎年金）」
 「老齢基礎年金受給方法の確認書」

【送付時期及び送付先】65歳の誕生日前後、②と一緒に自宅へ送付※¹

※1 公務員期間のみの方は、公立学校共済組合から送付します。

公務員以外の期間がある方等は、日本年金機構から書類が送付されますので、年金事務所で手続してください。

年金請求書（国民年金老齢基礎年金）

(見本)

①課所符
連 達 番 号
01 02

②個人番号(または基礎年金番号)
住所個人番号については、4ページを
ご確認ください。

③生 年 月 日
大 昭 年 月 日

④(フリガナ)
氏 名 (氏 名)

⑤性 別
男 女
1・2

⑥住 所 郵便

⑦ 年金受取機関
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行)
2. ゆうちょ銀行 (郵便局)

⑧ 年金送金先
ゆうちょ銀行

⑨現在、公的年金制度から年金を受けて
いますか。(支給停止中の年金を含む。)
○で囲んでください。受けているときは
制度名(共済組合名等)、年金の種
類、その支給を受けることとなった年
月日、年金証書の年金コードまたは記
号番号等を記入してください。請求中
の場合は制度名(共済組合名等)、年
金の種類のみを記入してください。

1. 受けている
(支給停止中の
年金を含む)

2. 受けていない

3. 請 求 中
制 度 名
(共済組合名等)
年金の種類

年金コード等 1 2 3 4 種 別

1907 1018 027 1 (R1.7)

(3) 年金受給権者が退職する時

手続が必要

ここでいう「退職」とは、「公務員共済組合員でなくなる」ことをいいます。

(共済組合の任意継続組合員になる場合も「退職」に該当します。)

年金受給権者が退職するときは、「老齢厚生年金改定請求手続」と「年金払い退職給付請求手続」(65歳以降の退職の場合)が必要です。

④ 老齢厚生年金改定請求手続

受給権発生から退職までの組合員期間に応じて年金額を上乗せするため、改めて年金額を計算し、決定する手続です。

- ・年金額の一部または全額の支給停止がなくなり、全額支給されます。
- ・年金額に反映されていない退職までの厚生年金保険に加入していた期間を追加して、年金額の再計算が行われます。

※70歳以上の期間は、厚生年金保険に加入されていないため、年金額の再計算には反映しません。

【送付する書類】「老齢厚生年金（退職共済年金・経過的職域加算）「改定」請求書」等
 【送付時期及び送付先】退職の連絡を受けた後、自宅へ送付



3月末に退職される方は、退職後に年金の改定手続を行うことにより、在職停止が解除されますが、4・5月分の年金の支給は、8月以降です。

※ 記入要領に従い、楷書ではっきりと記入の上、押印してください。

資料番号 2100	老齢厚生年金「改定」請求書 (退職共済年金・経過的職域加算)
公立学校共済組合理事長 殿	請求日(和暦) 年 月 日
請求者(年金受給権者) 氏名 (氏) (名)	生 年 月 日
年金証書記号番号	退職時の所属機関名
退職年月日	退職時の名
退職事由 1 2 3 4	退職後の職職の予定 有・無
就業年月日	就業先の加入年金制度 1 地方・国の公務員共済組合 2 厚年・私学・国議・地議
障害状態の有無 有・無 (病名)	傷病手当金(附加金)受給の有無 有・無
他制度被保険者期間等の有無 有・無	公的年金受給権の有無(請求中を含む) 有・無
公立学校共済組合の年金受給権のある配偶者	氏名 (氏) (名) 生 年 月 日
年金の名称	証書記号番号
雇用保険被保険者番号	

老齢厚生年金「改定」請求書 (見本)

<p>請求書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>(和暦) 年 月 日</p> <p>所属機関名 及び職名 氏 名</p> <p style="text-align: right;">支部経由用</p>	<p>支部種別</p> <p>転属事由 退職年月日 退職事由 記録簿有無</p> <p>転属区分 転属年月日 計要 支 消 等 転 属</p> <p>支 部 種 別</p> <p>支 部 種 別</p> <p>支 部 種 別</p> <p style="text-align: right;">支部受付印</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑤ 年金払い退職給付請求手続

【送付する書類】「退職年金（年金払い退職給付）決定請求書」等

【送付時期及び送付先】退職の連絡を受けた後、④と一緒に自宅へ送付^{※1}

※1 65歳以上で退職する方

退職年金（年金払い退職給付）決定請求書

※太枠の中の事項について、もれなくご記入ください。

基礎年金番号または個人番号	※共済記入欄								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">(支店番号)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(キ一番号または年金証書番号)</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(共済組合員番号)</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">請求の有無 退職年金 受給の名称</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">有・無</td> </tr> </table>	(支店番号)	(キ一番号または年金証書番号)	(共済組合員番号)	請求の有無 退職年金 受給の名称	—	—	—	有・無
(支店番号)	(キ一番号または年金証書番号)	(共済組合員番号)	請求の有無 退職年金 受給の名称						
—	—	—	有・無						

※基礎年金番号10桁、個人番号12桁の番号をご記入ください。

1. 請求者ご自身の内容についてご記入ください。

※性別及び元号については、番号を○で囲んでください。

フリガナ 氏名	フリガナ	フリガナ	性別	生年月日	退職年月日
			1. 男 2. 女	元号 年 月 日 3. 昭和 4. 平成 5. 令和	元号 年 月 日 4. 平成 5. 令和

郵便番号	フリガナ

年金・一時金 送金先	金融機関コード	フリガナ	フリガナ	支店番号	口座番号	預金種別	口座番号	(電話で記入)
						本店 支店 普通 本邦 外国		

**退職年金(年金払い退職給付)
決定請求書 (見本)**

※老齢厚生年金と同じ受取口座を指定される場合は、金融機関の証明は必要ありません。

2. 退職年金(年金払い退職給付)の額は、終身退職年金と有期退職年金の合計額となります。
このうち、有期退職年金は申出により「20年」、「10年」、または「一時金」で受給することができます。
有期退職年金について、下記のア〜ウのうち、請求される記号を○で囲んでください。

終身退職年金	
+	
有期退職年金 (下のア〜ウのうち、請求される記号を○で囲んでください。)	
ア	20年で受給する。
イ	10年で受給する。
ウ	一時金で受給する。

※1 イまたはウの受給方法の申出は、退職年金の給付事由発生後6月以内である場合のみ請求することができます。

※2 ウを選択する場合、「退職所得の受給に関する申告書」、退職手当を受けられた場合には「退職所得の源泉徴収票」が併せて必要になります。また、それらの書類の提出がない場合は、源泉徴収額が一律20%になります。(「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの所得については所得税の2.1%を復興特別所得税として併せて源泉徴収します。)

裏面にも記入事項が続きます。

支店受付印

本部受付印

88001
R1.10

(4) 再就職した時

手続が必要

年金受給者が再就職し、共済組合の組合員になった場合は、「年金受給権者再就職届書」に公務員共済組合発行の年金証書(原本)を添付して、所属所を經由して神奈川支部へ提出してください。

施行規程第 160条

年金受給権者再就職届書

個人番号(又は基礎年金番号※)					年金証書	□□-□□□□□□□□				
フリガナ					年金の種類					
受給権者氏名					生年月日	大正	昭和	年	月	日
再就職後	所属機関又は勤務先の名称及び所在地									
	所属共済組合	共済組合			支部	所属所				
	再就職年月日	令和	年		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 年金受給権者再就職届書 (見本) </div>					
	上記のとおり再就職したので届け出ます 公立学校共済組合理事長 殿	令和	年	月						
		加田君	住所	氏名	印					
	上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。	令和	年	月	日	所属機関名 及び職名 氏名 印				
	所属機関の長									

この届書は、再就職先の共済組合を經由して提出してください。この場合、年金証書を添付してください。
※基礎年金番号(10桁)の場合は左詰めでご記入ください。

4 年金の受給に関すること

(1) 老齢厚生年金の在職支給停止について

老齢厚生年金の受給権者が在職中（厚生年金の被保険者）である間は、報酬と年金額の合計額が一定の基準額を超えると、年金の一部又は全部が支給停止されます。



支給停止された年金額が後日支給されることはありませんが、被保険者期間は、退職後から支給される年金額に反映されます。

年齢区分	年金の種類	加入する厚生年金制度別の年金支給停止調整額	
		公務員共済年金 (再任用フルタイム等)	厚生年金(一般)・私学共済年金 (再任用短時間、民間企業等)
65歳未満	老齢厚生年金	再就職先の A 標準報酬月額 ^{※1} + B 直近一年間の期末手当等÷12 + C 老齢厚生年金(職域年金相当部分を除く)の月額 の合計が 28万円 ^{※2} を超えた場合、超えた額の1/2の年金額が支給停止 ^{※3}	
	職域年金相当部分	全額支給停止	全額支給
65歳以上	老齢厚生年金	再就職先の A 標準報酬月額 ^{※1} + B 直近一年間の期末手当等÷12 + C 老齢厚生年金(職域年金相当部分を除く)の月額 の合計が 47万円 ^{※2} を超えた場合、超えた額の1/2の年金額が支給停止	
	職域年金相当部分	全額支給停止	全額支給
	年金払い退職給付	退職後に支給開始	全額支給

※1 基本給+諸手当等を基に定められた保険料(掛金)算定基礎額

※2 令和2年度の場合(賃金や物価の変動により改定あり)

制度改正に伴い、令和4年4月1日から、28万円が47万円に引き上げられます。

※3 **A** + **B** ≤ 47万円かつ **C** ≤ 28万円の場合の計算式

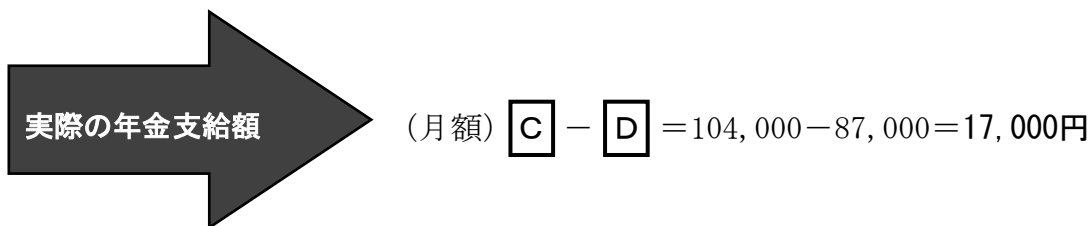


厚生年金に加入しないで働く場合(勤務時間の少ない講師、パート、個人事業等)、不動産等による収入がある場合は、在職支給停止の対象にはなりません。

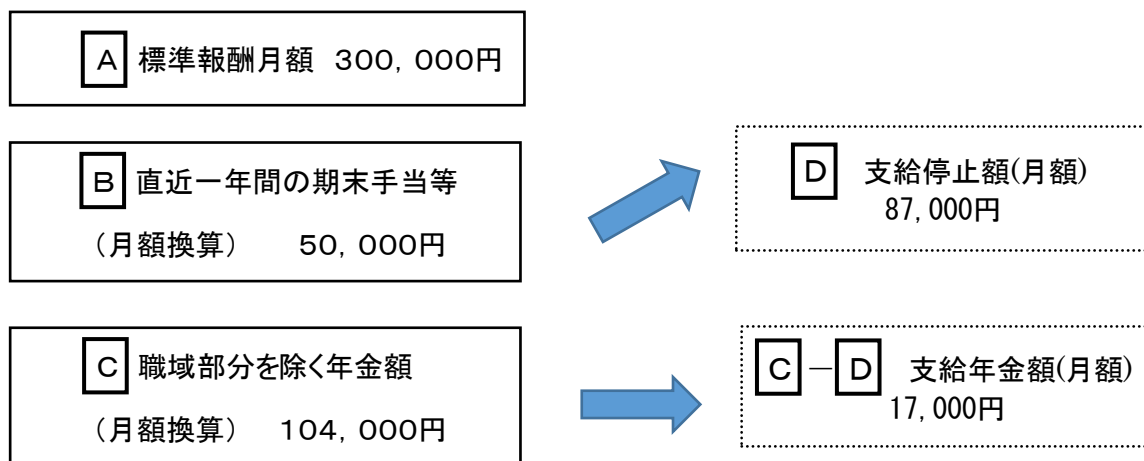
<例> 再任用フルタイム職員（65歳未満）の在職支給停止額の計算方法

- ◆標準報酬月額 300,000円
 - ◆直近一年間の期末手当等 600,000円
 - ◆年金額 1,500,000円（職域年金相当部分^{※1}を含む）
- ※1 職域年金相当部分は年金額の1/6程度

- A** 標準報酬月額 300,000円
- B** 直近一年間の期末手当等（月額換算） $=600,000 \div 12 = 50,000$ 円
- C** 職域年金相当部分を除く年金額（月額換算）
 $=1,500,000 \times 5/6 \div 12 = 104,000$ 円^{※1}
- A** + **B** + **C** $=300,000 + 50,000 + 104,000 = 454,000$ 円
 → 28万円を超えているので支給停止あり
- D** 支給停止額（月額） $= (454,000 - 280,000 = 174,000) \times 1/2 = 87,000$ 円



※1 実際は1円単位まで計算されます。



(2) 雇用保険法による給付の受給に伴う年金の支給停止 手続が必要

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の受給者が、公共職業安定所(ハローワーク)で求職の申込みをすると、年金の全額が支給停止されます。

求職の申込みをされたとき又は失業給付が終了したときは、公立学校共済組合への届出が必要です。手続が遅れると、既に支給された年金を遡って返還していただくこととなります。



基本手当の金額の多寡にかかわらず、老齢厚生年金の全額が支給停止されます。公共職業安定所（ハローワーク）で求職の申込みをする前に「基本手当」の額を確認し、老齢厚生年金の額と比較するなど、十分検討してから手続きしてください。

（３）年金支給の繰上げ（65歳未満の方）

手続が必要

S28. 4. 2以降生まれの方は、60歳以降、支給開始年齢（P5参照）になる前から年金を繰上げて早めに受給する制度があります。ただし、繰上げて受給すると制約を受ける事項があります。

＜繰上げ受給の老齢厚生年金を請求する際の注意事項＞

- ◆ 支給される年金の額は、繰上げする期間1か月につき0.5%^{※1}減額され、減額された年金額は生涯変わりません。
- ◆ 老齢基礎年金及び公務員期間以外の厚生年金も、全て同時に繰上げ支給する必要があります。
- ◆ 繰上げ決定後の取消・変更はできません。
- ◆ 繰上げ支給をすると、事後重症による障害厚生年金（P24参照）の請求及び特別支給の老齢厚生年金に係る障害者特例請求^{※2}はできません。

※1 制度改正に伴い、令和4年4月から減額率が0.4%に引き下げられます。

※2 障害等級1～3級の方が特別支給の老齢厚生年金（在職中を除く）を受ける場合、一定額の年金を合わせて受けられる特例

繰上げ期間	減額率
5年（60月）	30%
4年（48月）	24%
3年（36月）	18%
2年（24月）	12%
1年（12月）	6%

（４）年金の繰下げ（65歳以上の方）

手続が必要

65歳から支給される老齢厚生年金と老齢基礎年金は、66歳以降70歳^{※1}までのうち、選択した時点からの支給に繰り下げることができます。この場合、年金額は繰下げする期間1か月につき0.7%増額されます。繰下げを希望する方は、65歳からの本来支給の老齢厚生年金を請求する際に申し出てください。

※1 制度改正に伴い、令和4年4月から受給開始期限の上限が75歳に引き上げられます。



特別支給の老齢厚生年金には繰下げの制度はありません。

<繰下げ受給を請求する際の注意事項>

- ◆ 加給年金額を受けることができる方が老齢厚生年金の繰下げを行った場合、その間、加給年金額も支払われません。また、繰下げをしても、加給年金額は増額されません。
- ◆ 繰下げ期間中の在職により支給停止される額については、増額の対象となりません。
- ◆ 複数の老齢厚生年金がある場合は、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げなければなりません。(老齢厚生年金と老齢基礎年金は別個に繰り下げることができます。)

(例) 老齢基礎年金を繰上げ、繰下げした場合 (年額 781,700円(令和2年度)の場合)

原則 (65歳から)

781,700円/年

65歳

(終身)

繰上げ (60歳から)
($0.5 \times 60\text{月} = 30\%$ 減)

547,190円/年

60歳

(終身)

繰下げ (70歳から)
($0.7 \times 60\text{月} = 42\%$ 増)

1,110,014円/年

70歳

(終身)

(5) 年金の見込額について

◆ 「ねんきん定期便」

直近の誕生月の月末に、公立学校共済組合本部から自宅あてに送付される「ねんきん定期便」で将来の年金見込額や保険料納付実績など年金に関する情報が確認できます。なお「ねんきん定期便」の年金見込額は、対象者の年齢によって次のとおり計算されています。

- ① 50歳未満・・・現時点までの加入実績に基づいて計算
- ② 50歳以上60歳未満・・・60歳まで継続加入したと仮定して計算
- ③ 60歳以上 (引き続き厚生年金に加入する場合)
・・・定期便が送付された年齢の4か月前まで継続加入したとして計算

◆ 「地共済年金情報 Web サイト」

公務員厚生年金期間における年金加入記録や将来の年金見込額が確認できます。詳しいことは、「公立学校共済組合本部ホームページ」に掲載されています。

トップページ右側の「ピックアップコンテンツ」



ピックアップ情報

「年金加入記録や年金見込額を知りたいとき（地共済年金情報Webサイトのご案内）」



ページ下部にある緑のバナー「地共済年金情報Webサイト」をクリック

◆「年金払い退職給付に係る給付算定基礎額残高通知書」

毎年7月下旬に、公立学校共済組合本部から自宅あてに送付される「給付算定基礎額残高通知書」で、前年度までに組合員が積み立てた額（給付算定基礎額）等に関する情報が確認できます。（P7参照）

（6）年金の支給日

年金の支給は年6回で、偶数月の15日に、それぞれの前2か月分が指定の金融機関に振り込まれます。（金融機関が休日の場合は、直前の営業日です。）

※ 毎年6月と12月に公立学校共済組合本部から支給額をお知らせする「年金支払通知書（送金案内書）」が受給者に送付されます。

定期支給月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支給対象	12月分	2月分	4月分	6月分	8月分	10月分
（前月までの2か月分）	1月分	3月分	5月分	7月分	9月分	11月分



最初の支給は、決定手続に時間を要するため、定期支給日より遅くなります。
（請求書の提出からおおむね5～6か月後になります。）



3月末に退職される方は、退職後に年金の改定手続を行うことにより、在職停止が解除されますが、4・5月分の年金の支給は、8月以降です。

（7）年金額の改定

年金額は物価変動等により、原則として毎年度改定されます。改定があった場合には、公立学校共済組合本部から「年金額改定通知書」が受給者に送付されます。

(8) 年金額にかかる税金

手続が必要な場合あり

老齢年金は所得税法の規定で「雑所得」に該当します。そのため、年金支給の際に所得税の源泉徴収が行われます。障害年金・遺族年金は非課税です。

また、年金額によっては、介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療制度の保険料、住民税等が天引き（特別徴収）されます。

収入の条件などにより確定申告が必要となる場合がありますので、手続については、年金支給開始後の通知等を参照いただくとともに、所得税の詳細については、税務署に確認してください。

5 障害年金・遺族年金について

(1) 障害年金

手続が必要

「障害厚生年金」は、被保険者期間中に「初診日※1」のある傷病により、一定の障害状態（障害等級1級～3級）に該当すると認定されたとき支給されます。（障害等級は、身体障害者手帳の認定基準とは異なります。）

さらに、障害等級が1・2級に該当する場合は、「障害基礎年金」（国民年金）も併せて支給されます。

なお、初診日から1年6か月後の時点では障害状態に該当せず、その傷病が満65歳までの間に該当した場合は、障害年金を受けることができます（事後重症制度）。ただし、事後重症による請求は65歳に達する日の前日までに行わなければなりません。

※1 初診日とは、その傷病で初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日。

【支給要件】 次の要件を全て満たす場合に支給されます。

- ◆ 障害の原因となった傷病の「初診日」に被保険者であること。
- ◆ 障害認定日（初診日から起算して1年6か月を経過した日、又はその期間内にその傷病が治った日（症状が固定した日を含む））までに障害等級の1～3級の障害状態にあること。
（事後重症の場合は障害認定日後65歳に達する日の前日までに障害等級の1～3級の障害状態にあること。）
- ◆ 保険料納付要件を満たしていること。（請求時、共済組合に確認）

【障害の程度と支給される年金等】

障害等級	共済組合から支給	日本年金機構から支給	障害基礎年金額 (令和2年度)
1級	障害厚生年金※1	障害基礎年金	1級…997,125円/年 +子の加算※2
2級	障害厚生年金※1	障害基礎年金	2級…781,700円/年 +子の加算※2
3級	障害厚生年金	—	
3級より軽い程度	障害手当金 (一時金)※3		

※1 1級・2級の障害厚生年金を受ける方に生計を維持されている※465歳未満の配偶者がいる場合は、加給年金額（224,900円（令和2年度））が支給されます。

※2 子の加算

障害基礎年金を受ける方に生計を維持されている※4次に該当する子がいる場合は、子の加算があります。

【年齢要件】

- ◆ 18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子
- ◆ 20歳未満で、障害等級が1級又は2級に該当する障害状態にある未婚の子

【年金額（令和2年度）】

- ◆ 1人目・2人目の子 各 224,900 円／年
- ◆ 3人目以降の子 各 75,000 円／年

※3 障害手当金（一時金）

初診日が被保険者期間中にあり、当該初診日から起算して5年を経過する日までの間にその傷病が治った日において、一定の障害の状態（障害等級の3級より軽い程度）である場合に支給されます。

※4 被保険者と生計が同一で年収 850 万円未満（又は所得 655.5 万円未満）であること

「障害厚生年金」とは、被保険者期間中に初診日のある傷病により、一定の障害状態(障害等級1級～3級)に該当すると認定されたときに支給される年金です。

受給要件

- 1 障害の原因となった傷病の「初診日」に被保険者であること。
* 「初診日」とは、その傷病で初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日。
- 2 障害認定日に障害等級の1～3級の障害状態にあること。(注)身体障害者手帳の認定基準とは異なります。

「障害認定日」とは、初診日から起算して1年6か月を経過した日、又はその期間内にその傷病が治った日です。「治った日」には、その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日(症状固定日)が含まれます。

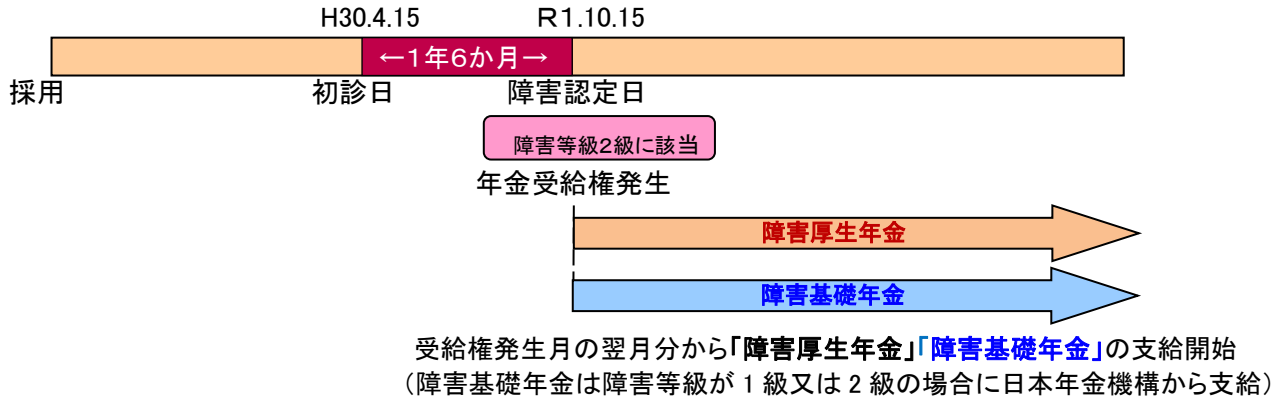
次の症例については、特例として治った日(症状固定日)として初診日から1年6か月以内でもそれぞれの日が障害認定日になります。

〈障害認定日が1年6か月以内になる特例症例〉

症例の現象	障害認定日
○ 上肢・下肢を離断又は切断したもの	離断又は切断した日
○ 人工骨頭又は人工関節を挿入、置換したもの	人工骨頭又は人工関節の挿入、置換の日
○ 脳血管疾患による機能障害	初診日から起算して6か月を経過した日以後 ※医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る。
○ 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着したもの	心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着した日
○ 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植又は装着日
○ CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)	装着日
○ 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管(ステントグラフトも含む)を挿入置換	挿入置換日
○ 人工透析療法を施行したもの	人工透析療法を初めて受けた日から起算して3か月を経過した日
○ 人工肛門造設、又は尿路変更術を施したもの	人工肛門造設、又は尿路変更術を施した日から起算して6か月を経過した日
○ 新膀胱を造設したもの	新膀胱を造設した日
○ 喉頭全摘出手術を施したもの	喉頭全摘出手術を施した日
○ 在宅酸素療養を行っているもの	在宅酸素療養を開始した日
○ 遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から起算して3か月を経過した日以後

- 3 初診日の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、公的年金制度に加入している期間（公立学校共済組合に加入する前の期間も含む）の3分の2以上であること。

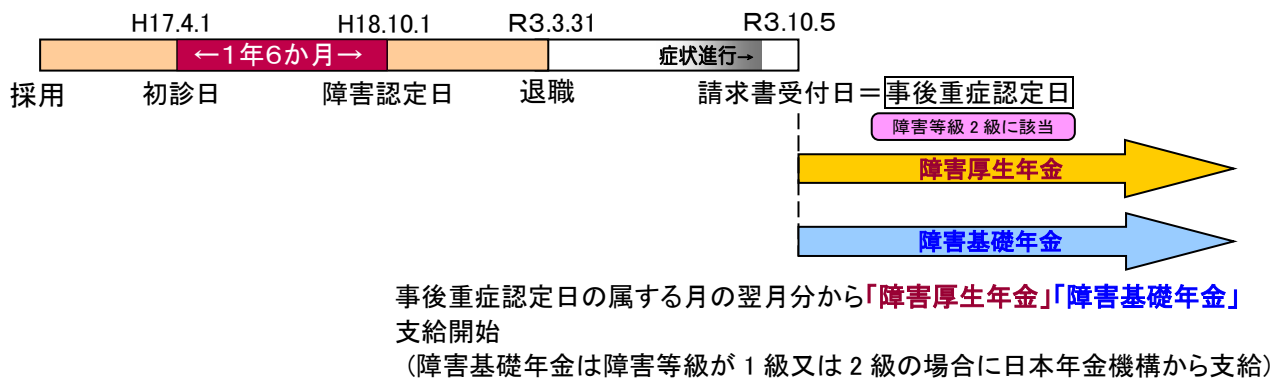
受給の例（2級）



【事後重症制度について】

初診日から1年6か月後の時点(障害認定日)では障害状態に該当せず、その傷病が満65歳までの間に該当した場合は、障害年金を受けることができます。ただし、請求は65歳に達する日の前日までに行わなければなりません。
 この場合は、年金支給開始の基準日(=事後重症認定日)は請求書の受付日となります。

受給の例(事後重症, 2級)



障害厚生年金 請求手続の流れ

①まず、神奈川支部年金グループへお問い合わせください。

本人から状況をお伺いしたうえで、障害について概要を記載いただく「障害等級の認定依頼について」の用紙を送付します。

②診断書・年金請求書等の送付

提出された「障害等級の認定依頼について」の内容に基づき、診断書や年金請求書等の様式を送付しますので、書類をそろえて神奈川支部へ提出してください。

③障害程度の認定

提出された診断書等は、神奈川支部で確認のうえ、公立学校共済組合本部に送付され、障害等級の審査を認定医が行います。

* 審査には、3～4か月程度の期間を要します。

④認定結果

神奈川支部から本人へ、認定の結果と追加で必要な書類をお知らせします。

⑤年金の決定

提出された追加書類は、神奈川支部で確認のうえ、本部に送付され、本部で年金の決定手続を行います。

⑥年金の支給

以下のどちらの年金も、障害認定日又は事後重症認定日の翌月分から支給されます。

障害厚生年金 … 障害等級の1級～3級に該当した場合に、障害認定日までの被保険者期間等をもとに年金額が決定されます(在職中は一部が支給停止となる場合あり)。

障害基礎年金 … 障害等級の1級又は2級に該当した場合は、日本年金機構から支給されます。
・ 年金額は定額です[1級:997,125円 2級:781,700円(令和2年度)]。

※ 傷病手当金を受給している場合には、年金受給に伴い、調整・戻入を要する場合があります。

※ 上記①～⑥の手続を経るため、年金が支給されるまでには数か月を要します。

問合せ先
公立学校共済組合神奈川支部 年金グループ
電話 (045)210-8183

(2) 遺族年金

手続が必要

「遺族年金」は、厚生年金保険の被保険者（組合員）又は被保険者（組合員）であった方が亡くなったときに遺族に支給される年金です。

「遺族厚生年金」の額は、一般的に亡くなった方の老齢厚生年金の3/4に相当する額とされています。

【支給要件】 次の要件のいずれかに該当する場合に支給されます。

- ◆ 被保険者が死亡したとき^{※1}
- ◆ 被保険者であった者が、被保険者期間に初診日がある傷病が原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき^{※1}
- ◆ 障害厚生（共済）年金（1級又は2級）の受給権者が死亡したとき
- ◆ 老齢厚生（退職共済）年金の受給権者又は公的年金加入期間が25年以上ある者が死亡したとき

※1 保険料納付要件あり。（請求時、共済組合に確認）

【遺族とは】

被保険者（又は被保険者であった者）の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた^{※1}次表の「遺族」に該当する方

順位 ^{※2}	遺族	要件等
1位	配偶者	◎夫は55歳以上であること（支給開始は60歳以上。ただし遺族基礎年金の受給権がある場合は60歳前から支給） ・妻には年齢制限はない
	子	◎18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子 ◎障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり20歳未満である未婚の子 ・子に対する遺族年金は、配偶者が遺族年金を受給している間は支給が停止されます。
2位	父母	◎55歳以上であること（支給開始は60歳以上）
3位	孫	◎18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の孫 ◎障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり20歳未満である未婚の孫
4位	祖父母	◎55歳以上であること（支給開始は60歳以上）

※1 被保険者と生計が同一で年収850万円未満（又は所得655.5万円未満）であること
死亡した当時、収入又は所得が限度額以上でも、おおむね5年以内に限度額未満となると認められる事由（退職または廃業など）がある方は該当します。

※2 遺族厚生年金を受けられる順位で、最も順位の高い方が年金を受給できます。

【遺族に支給される年金】

子のある配偶者又は子には、「遺族基礎年金」(国民年金)も併せて支給されます。

	共済組合から支給	日本年金機構から支給	遺族基礎年金額 (令和2年度)
子のある配偶者	遺族厚生年金	遺族基礎年金	781,700円/年+子の加算 ^{※1}
子	遺族厚生年金 ^{※2}	遺族基礎年金 ^{※2}	781,700円/年+2人目以降の子の加算 ^{※1}
その他の遺族 ^{※3}	遺族厚生年金		

※1 子の加算

【年金額(令和2年度)】

- ◆ 1人目・2人目の子 各 224,900円/年
- ◆ 3人目以降の子 各 75,000円/年

※2 子に対する遺族年金は、配偶者が遺族年金を受給している間は支給が停止されます。

※3 夫が死亡したときに40歳以上で子のない妻が受ける遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算として586,300円(令和2年度)が加算されます。

【遺族厚生年金と老齢厚生年金を受給できる方】

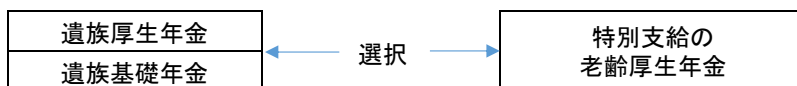
65歳前の方は、いずれか一つの年金を選択して受給することになります。

65歳以上の方は、まず、御自身の老齢厚生年金^{*}を受給し、遺族厚生年金は、老齢厚生年金より額が高い場合に、その差額を受給できます。老齢厚生年金の方が高い場合は、遺族厚生年金は全額支給停止となります。

※ 在職等により、老齢厚生年金が停止されている場合は、その停止前の額。
(加給年金額は除く)

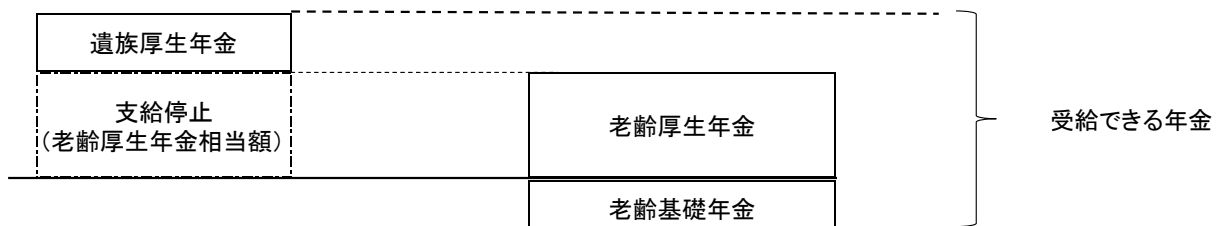
65歳前

【例 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受給している方が特別支給の老齢厚生年金を受給できるようになった場合】



65歳以降

【遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給イメージ】



年金Q&A 目次

資料項目		項番	質問内容	ページ	
		1	基礎年金番号とは何ですか？自分の番号を確認するには？	32	
		2	年金手帳を持っていないのですが。	32	
		3	退職後に年金について相談したい時は、どこに相談すればよいですか？	32	
1	年金制度	年金の種類 (受給選択)	4	私は、現在、障害基礎年金と障害厚生年金を受給しています。 (1) 特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生したら年金はどのように受給することになりますか？ (2) 65歳になったらどうなりますか？	32
2	老齢年金	支給開始年齢	5	老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？	33
		老齢年金概要	6	女性で、民間企業に勤務し、厚生年金に加入していた期間があります。老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？	33
			7	「特別支給の老齢厚生年金」と「本来支給の老齢厚生年金」は何が違うのでしょうか？	34
		加給年金額	8	配偶者が働いていて給料収入があります。加給年金額の対象になりますか？	34
			9	配偶者の年収が850万円以上あります。加給年金額の対象者になりませんか？	34
老齢基礎年金	10	老齢基礎年金とは何ですか。共済組合員にも支給されますか？	34		
3	受給権発生後の年金手続	請求手続	11	老齢厚生年金は、支給開始年齢になれば、自動的に支給開始されますか？	34
			12	老齢厚生年金の請求書はどこから届きますか？	35
			13	老齢厚生年金の請求書が届きません。どうすればよいですか？	35
			14	教員になる(公立学校共済組合に加入する)前、民間企業に勤めた期間があります。特別支給の老齢厚生年金の請求手続はどうすればよいですか？	35
			15	特別支給の老齢厚生年金の請求書が届きました。在職中だと年金は支給されないと思うので、年金請求の手続はしなくてもよいですか？	35
			16	年金請求書を提出した後、年金が支給されるまでどのくらいかかりますか？	35
		17	私は64歳で年金の受給権が発生しますが、65歳になった時も手続があるそうですね。どんな手続がありますか？	36	
退職改定	18	フルタイム再任用(年金受給権あり)を3月に退職しました。最初の年金の支給が8月になるのはどうしてですか？もっと早くできませんか？	36		
4	年金の受給	在職支給停止	19	(1) 在職停止とはどのような制度ですか？ (2) 停止された年金は後から支給されますか？ (3) 令和4年度から在職停止の計算方法が変わるそうですが？	36
			20	定年退職後、再就職する予定です。どうしたら老齢厚生年金をカットされずに働くことができますか？	37
			21	公務員として再就職した場合と、民間企業に再就職した場合とで老齢厚生年金の在職停止の計算に何か違いがありますか？	37
			22	年金が支給されるようになってからまた仕事をする場合、年金はどうなりますか？繰上げ(前倒し)請求した年金は、支給停止になりますか？	37
		繰上げ	23	退職後、すぐ年金をもらうことはできますか？	38
			24	年金の繰上げ請求を希望した場合の注意点は何かですか？	38
		見込額	25	私の年金額はどのくらいでしょうか？	38
			26	4月に知事部局から異動してきましたが、「ねんきん定期便」に異動前の記録が反映されていません。なぜですか？	39
			27	7月に届いた「給付算定基礎額残高通知書」とは何ですか？	39
			28	ねんきん定期便以外に年金払い退職給付の「給付算定基礎額残高通知書」というものが届きますが、将来、残高に表示されている金額が貰えるのですか？	39
支給日	29	年金の支給日はいつですか？	39		
税金	30	年金から税金が天引きされると聞きました。何税が引かれるのでしょうか？	39		
5	障害・遺族	障害年金	31	障害厚生年金を請求したい時はどのようにすればよいですか？	40
		遺族年金	32	年金受給者が死亡しました。手続はどのようにすればよいですか？	40
			33	遺族厚生年金の年金額はいくら位ですか？	40

年金Q&A

Q 1 基礎年金番号とは何ですか？自分の番号を確認するには？

A 1 基礎年金番号とは、平成9年1月から導入された1人に1つ与えられた年金番号で、国民年金や厚生年金、共済組合など、公的年金制度共通の番号です。

基礎年金番号は、「基礎年金番号通知書」「年金手帳」「年金証書」「ねんきん定期便」等で確認することができます。

Q 2 年金手帳を持っていないのですが。

A 2 国民年金、厚生年金に加入すると、基礎年金番号が記載された年金手帳が年金事務所（日本年金機構）から交付されます。

年金手帳を紛失等された方は、年金事務所にお問い合わせください。

※ 年金加入期間が公務員等共済組合期間のみの方には、年金手帳は交付されていません。

Q 3 退職後に年金について相談したい時は、どこに相談すればよいですか？

A 3 退職後の相談窓口は、公立学校共済組合本部です。次の連絡先にお問合せください。

公立学校共済組合本部 年金相談窓口 TEL 03(5259)1122

月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:30

※ 相談者の氏名、年金証書番号（年金受給者）、年金待機者番号（年金待機者）、基礎年金番号、等をお知らせください。

Q 4 私は、現在、障害基礎年金と障害厚生年金を受給しています。

（1）特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生したら年金はどのように受給することになりますか？

（2）65歳になったらどうなりますか？

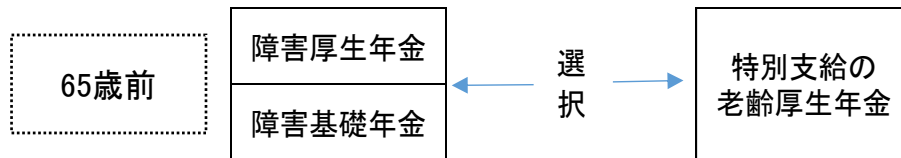
A 4

（1）公的年金では、支給事由（老齢・障害・遺族）が異なる二つ以上の年金を受給できる場合、原則として、いずれか一つの支給事由に係る年金（最も有利な年金）を選択していただきます。

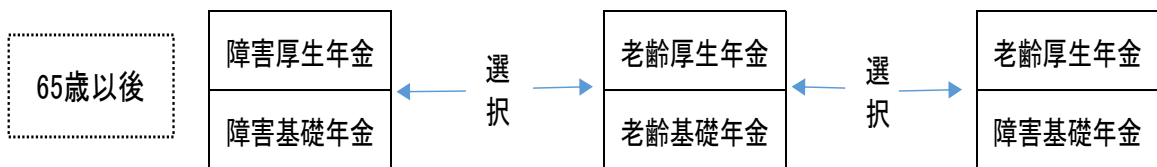
同じ事由で受給できる年金（「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」、「障害厚生年金」と「障害基礎年金」）は、一つの年金とみなし、併せて受給できます。

※ 選択後でも、選択する年金を変更することが可能です。

今まで「障害基礎年金」と「障害厚生年金」を受けていた方が、特別支給の老齢厚生年金を受けられるようになったときには、障害給付と老齢給付を併せて受けることはできないので、いずれかを選択することになります。



(2) 「障害基礎年金」を受けている方が「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」を受けられるようになったときは、「障害基礎年金」と「老齢基礎年金」の二つの基礎年金を併せて受けることはできませんが、65歳以降「障害基礎年金」と「老齢厚生年金」は併せて受けることができ、次の図のいずれかの組合せを選択することになります。



→ P 3 参照

Q 5 老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？

A 5 受給資格を満たしていれば、原則として65歳から「本来支給の老齢厚生年金」が受給できます。なお、昭和36年4月1日以前生まれの方は、生年月日に応じて、64歳以前から「特別支給の老齢厚生年金」が受けられます。

→ P 5 参照

Q 6 女性で、民間企業に勤務し、厚生年金に加入していた期間があります。老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？

A 6 昭和41年4月1日以前生まれの女性で民間企業での勤務経験等の加入期間がある方は、受給資格を満たしていれば、公務員期間の年金より早い年齢から特別支給の老齢厚生年金を受給できます。公務員の厚生年金とは別に、先行して日本年金機構で請求手続を行ってください。

※支給開始年齢はP 5※2の表を参照してください。

→ P 5 参照

Q 7 「特別支給の老齢厚生年金」と「本来支給の老齢厚生年金」は何が違うのでしょうか？

A 7 60～64歳に支給される年金を「特別支給」、65歳から支給される年金を「本来支給」と呼んでいます。老齢厚生年金は、本来65歳から支給されますが（本来支給）、経過措置で当分の間、65歳に達するまでの間に特別支給の老齢厚生年金が支給されることになっています。

→P 6 参照

Q 8 配偶者が働いていて給料収入があります。加給年金額の対象者になりますか？

A 8 年金受給権発生時に、配偶者(65歳未満)と生計が同一で、その方の恒常的収入が850万円未満であれば対象となります。

→P 6 参照

Q 9 配偶者の年収が850万円以上あります。加給年金額の対象者になりませんか？

A 9 収入又は所得が限度額以上でも、定年退職等の理由(自己都合によらないもの)により年金請求者の受給権発生時から5年以内に850万円未満になると見込まれるときは該当します。

→P 6 参照

Q10 老齢基礎年金とは何ですか。共済組合員にも支給されますか？

A10 全国民共通の公的年金です。共済組合の組合員は、厚生年金と同時に国民年金の第2号被保険者として国民年金にも加入していますので、受給要件を満たせば、65歳到達後、日本年金機構から支給されます。

→P 9 参照

Q11 老齢厚生年金は、支給開始年齢になれば、自動的に支給開始されますか？

A11 年金は自動では支給開始されません。年金を受給するためには自宅に送付される請求書で年金請求の手続きをする必要があります。

→P 11 参照

Q12 老齢厚生年金の請求書はどこから届きますか？

A12 請求書は最後に加入した実施機関（P3）から自宅に送付されます。

→P11 参照

Q13 老齢厚生年金の請求書が届きません。どうすればよいですか？

A13 年金請求書は、最後に加入していた実施機関（P3）から受給権が発生する誕生日の前に自宅に送付されます。誕生日を過ぎても年金請求書が届かない場合は、最後に加入していた実施機関へお問合せください。

→P11 参照

Q14 教員になる(公立学校共済組合に加入する)前、民間企業に勤めた期間があります。特別支給の老齢厚生年金の請求手続はどうすればよいですか？

A14 被用者年金制度の一元化により、特別支給の老齢厚生年金の年金請求はワンストップサービスとなりました。一か所の実施機関（P3）に「年金請求書」を提出することで、すべての厚生年金加入期間の年金請求を同時に行うことができます。

ただし、女性で民間企業等の期間がある場合、その期間に係る厚生年金の支給開始年齢は、公務員の支給開始年齢とは異なりますので、別々に請求手続を行うこととなります。

→P11 参照

Q15 特別支給の老齢厚生年金の請求書が届きました。在職中だと年金は支給されないと思うので、年金請求の手続はしなくてもよいですか？

A15 年金支給の有無にかかわらず、支給開始年齢に達した時に、年金の請求手続を行う必要があります。なお、特別支給の老齢厚生年金(65歳より前に支給)に、繰下げ(受給開始を先に延ばすこと)の制度はありません。

→P12 参照

Q16 年金請求書を提出した後、年金が支給されるまでどのくらいかかりますか？

A16 年金請求書提出後、書類に不備等がなかった場合、初回の支給は、請求書の提出からおおむね5～6か月後になります。年金の支給が決定されると、年金決定通知書及び年金証書が自宅へ送付され、その後、年金の支給が始まります。

→P12 参照

Q17 私は64歳で年金の受給権が発生しますが、65歳になった時も手続きがあるそうですね。どんな手続きがありますか？

A17 65歳になると、特別支給の老齢厚生年金の受給権が消滅し、本来支給の老齢厚生年金と老齢基礎年金の受給権が発生します。65歳以降の年金を受給するためには、それぞれ手続きが必要です。

65歳時に公立学校共済組合神奈川支部の組合員の方は、神奈川支部から、手続きに必要な書類が自宅あてに送付されますので、期日までに提出してください。

複数の老齢厚生年金がある場合は、それぞれの実施機関（P3）において、請求手続きが必要です。

→P13 参照

Q18 フルタイム再任用(年金受給権あり)を3月に退職しました。最初の年金の支給が8月になるのはどうしてですか？もっと早くできませんか？

A18 年度末に退職される方の公立学校共済組合の年金(老齢厚生年金・退職共済年金)は、在職中、支給停止されていますが、退職後に年金の改定手続き(既に裁定されている年金の算定基礎期間に退職日までの期間を加える手続き)を行うとともに、年金の在職停止を解除します。

この手続きは退職後から開始しますが、年度末退職者の手続きが全国的に集中するため、支部及び本部での処理に3～5か月を要します。そのため最初の支給となる4・5月分の年金については、8月以降の支給となります。御理解いただきますようお願い申し上げます。

→P15 参照

Q19

- (1) 在職停止とはどのような制度ですか？
- (2) 停止された年金は後から支給されますか？
- (3) 令和4年度から在職停止の計算方法が変わるそうですが？

A19

(1) 老齢厚生(退職共済)年金を受給している方が、在職中(厚生年金の被保険者)である間は、報酬と年金額の合計額が一定の基準額を超えると、年金の全部または一部が支給停止になる制度です。

※ 被用者年金制度に加入していない場合は、年金の支給停止はありません。

(年金制度に加入しているかは、「令和2年度「退職予定者説明会」資料「4 年金関係手続一覧表」(P5)を参照してください。)

(2) 支給停止された年金が後日支給されることはありませんが、在職中の期間(被

保険者期間)は、退職後から支給される年金額に反映されます。

(3) 現在、65歳未満の方の支給停止基準額(総報酬月額相当額^{*}と年金月額の合計でこの額を超えると年金の停止が発生します)は28万円ですが、令和4年4月1日から、65歳以上と同じ47万円に改正されます。

※ 総報酬月額相当額

=その月の標準報酬月額+その月以前の1年間の標準賞与額の総額÷12

→P18 参照

Q20 定年退職後、再就職する予定です。どうしたら老齢厚生年金をカットされずに働くことができますか？

A20 収入があっても、厚生年金に加入しないで働く場合(勤務時間の少ない講師、パート、個人事業等)、厚生年金に加入して働く場合でも、総報酬月額相当額^{*1}と年金月額の合計が65歳未満は28万円以下^{*2}、65歳以上は47万円以下であれば、年金は支給停止されず、全額支給されます。

また、不動産等による収入は、在職支給停止の対象にはなりません。

※1 総報酬月額相当額

=その月の標準報酬月額+その月以前の1年間の標準賞与額の総額÷12

※2 現在、65歳未満の方の支給停止基準額(総報酬月額相当額と年金月額の合計でこの額を超えると年金の停止が発生します)は28万円ですが、令和4年4月1日から、65歳以上と同じ47万円に改正されます。

→P18 参照

Q21 公務員として再就職した場合と、民間企業に再就職した場合とで老齢厚生年金の在職停止の計算に何か違いがありますか？

A21 公務員(再任用フルタイム職員を含む)として再就職した場合、職域年金相当部分(老齢厚生年金の1/6程度の額)は全額停止されます。

一方、民間企業に再就職した場合は、職域年金相当部分は支給停止の対象にはなりません。

→P18 参照

Q22 年金が支給されるようになってからまた仕事をする場合、年金はどうなりますか？繰上げ(前倒し)請求した年金は、支給停止になりますか？

A22 再就職先で被用者年金に加入する場合の年金は、報酬額によっては在職支給停止の対象になります。

公務員の共済組合に加入する場合は、「年金受給権者再就職届書」の提出が必要

です。様式については、加入する共済組合により異なりますので、新しい勤務先で確認してください。

また、繰上げ支給の老齢厚生年金については、再就職先で厚生年金に加入する場合（再任用フルタイム勤務等）、一部又は全部が支給停止になる可能性があります。（「繰上げ支給の老齢基礎年金」は、支給停止になりません。）繰上げ請求の予定がある方は、注意してください。

→ P18 参照

Q23 退職後、すぐ年金をもらうことはできますか？

A23 60歳以上で年金の受給要件を満たしていれば、老齢厚生年金及び老齢基礎年金を前倒して請求することができます。（繰上げ請求）

→ P20 参照

Q24 年金の繰上げ請求を希望した場合の注意点は何か？

A24

- ◆支給される年金の額は、繰上げする期間1か月につき0.5%減額され、減額された年金額は生涯変わりません。
 - ◆老齢基礎年金及び公務員期間以外の厚生年金も、全て同時に繰上げ支給する必要があります。老齢厚生年金だけを繰り上げることはできません。
 - ◆繰上げ決定後の取消・変更はできません。
- 他にも制約がありますので、事前に十分検討してください。

→ P20 参照

Q25 私の年金額はどのくらいでしょうか？

A25 毎年1回誕生月に、将来の年金見込額等が記載された「ねんきん定期便」が、公立学校共済組合本部から組合員の自宅に直接送付されますので、参照してください。

また、「地共済年金情報 Web サイト」で年金見込額や保険料納付済み額等の情報が確認できます。情報確認には、事前にユーザーIDの取得が必要です。公立学校共済組合ホームページピックアップ情報「地共済年金情報 Web サイトのご案内」から申込みができます。

※ 既に年金受給権が発生している方は利用できません。

→ P21 参照

Q26 4月に知事部局から異動してきましたが、「ねんきん定期便」に異動前の記録が反映されていません。なぜですか？

A26 他共済組合から異動された方については、組合員のデータ移行に一定期間を要する関係で、異動前の期間が反映されないまま「ねんきん定期便」が送付される可能性があります。この場合は、翌年度の「ねんきん定期便」で内容を確認してください。

→P21 参照

Q27 7月に届いた「給付算定基礎額残高通知書」とは何ですか？

A27 65歳から支給される「年金払い退職給付」(P7)について、直近一年間の積立金額及び利息額をお知らせしたものです。平成28年から、毎年7月に公立学校共済組合本部から自宅あてに送付されています。

→P22 参照

Q28 ねんきん定期便以外に年金払い退職給付の「給付算定基礎額残高通知書」というものが届きますが、将来、残高に表示されている金額が貰えるのですか？

A28 「年金払い退職給付」は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」の給付です。65歳以降に、通知書に記載されている「給付算定基礎額残高」のうち、半分は「一時金」又は「有期年金(20年又は10年)」として、半分は「終身年金」として受給することになります。

→P22 参照

Q29 年金の支給日はいつですか？

A29 年金の支給は、2・4・6・8・10・12月の年6回です。原則として支給月の15日(土曜日のときは14日、日曜日のときは13日)に、支給月の前月と前々月の2か月分が後払いで支給されます。

(例：12月15日に10月分と11月分が支給)

→P22 参照

Q30 年金から税金が天引きされると聞きました。何税が引かれるのでしょうか？

A30 老齢年金は所得税法の規定で「雑所得」に該当します。そのため、年金支給の際に所得税の源泉徴収が行われます。障害年金・遺族年金は非課税です。

また、年金額によっては、介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療

制度の保険料、住民税等が天引き（特別徴収）されます。

→ P23 参照

Q31 障害厚生年金を請求したい時はどのようにすればよいですか？

A31 障害厚生年金は、被保険者(組合員)期間中に初診日(その傷病で初めて医師の診察を受けた日)がある傷病により一定の障害等級に該当すると認定されれば、在職中でも受給することができます。まずは神奈川支部へ連絡してください。「初診日」により必要な書類が異なりますので、「初診日」を確認の上、相談してください。

→ P24 参照

Q32 年金受給者が死亡しました。手続はどのようにすればよいですか？

A32 電話又は文書「年金受給者の死亡に伴う連絡票」により、公立学校共済組合本部年金相談窓口又は神奈川支部の年金相談窓口にご連絡ください。年金受給者の死亡に伴う手続に必要な書類を本部から送付します。

届出の様式「年金受給者の死亡に伴う連絡票」は公立学校共済組合本部ホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/>) のトップページ右側の「ピックアップコンテンツ」⇒「ピックアップ情報」⇒「年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード」からもダウンロードできます。

→ P29 参照

Q33 遺族厚生年金の年金額はいくら位ですか？

A33 遺族厚生年金の額は、一般的に亡くなった方の老齢厚生年金のおよそ3/4に相当する額になります。

→ P29 参照